

島根県司法書士会は 「相続・遺言相談センター」を開設します。

平成30年12月4日

島根県司法書士会（会長 原 信次）は平成31年2月「相続・遺言相談センター」を開設いたします。当センターでは、司法書士が相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割などのご相談に電話で応じる新たな取り組みです。（相談無料）

=====
相続・遺言相談センター

- ◆TEL：0852-60-9211 ※担当司法書士の事務所へ転送します。
- ◆相談日：毎週火曜日（祝祭日除く）
- ◆時間：12時00分～15時00分

=====
近年、相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、社会的な問題となっています。

相続登記が長年放置されていると、不動産の所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないことや、適切な管理がされていない空き家が増加する要因の一つとなるだけでなく、親族間のトラブルに発展することもあります。

すぐに相続登記を進めることは将来的にメリットの多いことなのですが、いざ手続きを進めるにあたっては難しさや煩わしさを感じる方が多いと思われます。

そこで私たち司法書士は、そのような問題があったときの一番最初の相談相手として、県民の皆様窓口となれるよう、平成31年2月に「相続・遺言相談センター」を開設し、毎週火曜日（祝祭日除く）に電話相談をお受けします。

当センターでは、司法書士が相続登記の相談はもちろん、相続手続き全般、遺言作成など相続開始前のご相談に対しても無料で応じます。

これからも司法書士は「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与してまいります。

本件に関する

植田 弘樹（広報委員会委員長） TEL：0855-95-3263

E-mail:kiki78965543@gmail.com

お問い合わせ先

島根県司法書士会事務局

TEL：0852-24-1402